

## 理事と特別の関係がある者・同一の団体の範囲(認定法5⑩⑪)

今回は、認定法に定められた、理事と特別な関係がある者・同一の団体の範囲及びその制限について概説する。

### (ポイント)

- 特別の関係がある者の範囲
- 特別の関係がある同一の団体の範囲
- 上記に該当する場合の理事数の制限

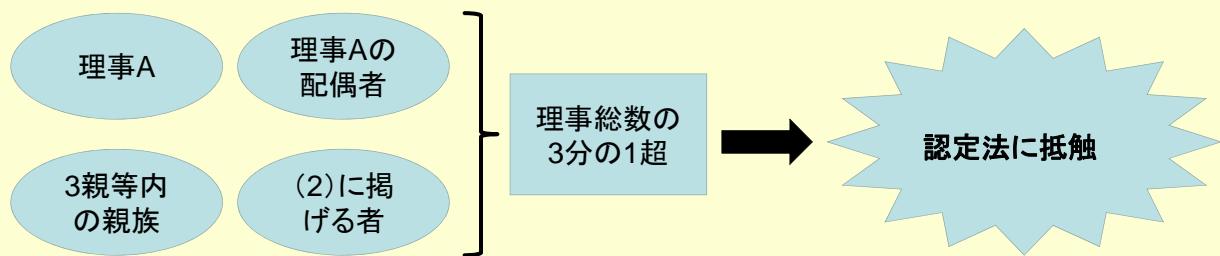
### 1.特別の関係がある者の理事数の制限

#### (1)理事数の制限(認定法5⑩)

それぞれの理事について、理事本人、その配偶者または3親等内の親族、政令で定める特別の関係がある者の合計人数が、当該法人の理事の総数の3分の1を超えてはならないとされ、この規程は監事も同様である。

#### (2)理事と特別の関係がある者(認定法令4①～⑤)

- ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該理事の使用人
- ③ 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①～③に掲げる者の3親等内の親族であって、生計を一にするもの



### 2. 同一の団体の範囲の理事数と制限

#### (1)理事数の制限(認定法5⑪)

他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならないとされ、この規定は監事も同様である。

#### (2)他の同一の団体

同一の団体とは、基本的には法人格を同じくする単位で考える。国の機関についてはどこまでを同一と捉えるかは、基準の趣旨から当該法人の目的、事業との関係で利害を同じくする範囲と考えられる。

(裏面に続く)



# 理事と特別の関係がある者・同一の団体の範囲(認定法5⑩⑪)

## 理事数の制限

### 特別の関係がある者の理事数の制限

- ・理事本人+その配偶者+3親等内の親族+政令で定める特別の関係がある者の合計人数が、当該法人の理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- ・政令で定める特別の関係がある者
  - ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ② 当該理事の使用人
  - ③ 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ④ ②,③に掲げる者の配偶者
  - ⑤ ①～③に掲げる者の3親等内の親族であって、生計を一にするもの

### 同一の団体の範囲の理事数の制限

- ・他の同一の団体の利益に基づいて運営がなされることを回避するため、他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である知事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- ・同一の団体とは、基本的には法人格を同じくする単位である。
- ・国の機関については、一般的には事務分掌の単位である省庁単位である。法人の目的、事業が国全般に関係する場合には国の機関全体で考えることとなる。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

## シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

### <10年超出し入れない少額休眠預金を活用、公益活動を支援>

内閣府が金融機関に預けたまま長期間出し入れがない少額の休眠預金の活用に関する基本方針案をまとめた。休眠預金を財源として、公益活動に取り組むNPO法人などに助成や貸付けを行うというものである。休眠預金の残高額は700億円程度が見込まれており、2019年1月以降に発生する休眠預金を対象とする見込みのようである。その重要な使途については指定活用団体に不正を監視する専門部署を設置し厳しく監視を行う予定で、助成や貸付け対象となる公益活動は、「既存の制度で対象とされてこなかった人々が抱える課題に焦点を当てる」と規定している。具体的には不登校、引きこもりの子ども・若者に対する支援活動や、生活困窮世帯への支援、地域活性化事業などが想定されているようだ。なお、これらの休眠預金の預金者の権利は永久に失われることにはならず、金融機関に申出れば利子分を含めていつでも全額払戻しが可能なようである。休眠預金の存在を知った人も知らない人も少額の寄附をしたとして、有効な公益活動に使用されると良いと考える。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向け的一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。